

よくあるご質問

1 この事業について

問1 この集中検査は どういう目的で行うものですか？

回答 施設の感染拡大防止を最小限に抑えるため、無症状の職員に対する定期検査や新規入所者に対する検査により早期に陽性者を発見することを目的とした行政検査です。

ただし、検査を行うことのみで感染は防止できません。日頃からの体調管理や手指消毒などの感染予防行動が重要です。

2 検査対象者について

問2 どの施設が対象になりますか？ 通所施設は対象になりますか？

回答 原則、次の表の施設を対象としています。

高齢者施設	入所系	介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、認知症対応型共同生活介護、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、短期入所生活介護に係る施設、小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護に係る施設
	通所・訪問系	通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護、訪問介護、訪問リハビリテーション、訪問入浴介護、訪問看護ステーション、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、居宅介護支援、短期入所生活介護
障害者施設	入所系	障害者支援施設、共同生活援助、重度障害者等包括支援（共同生活援助を提供する場合に限る）、福祉ホーム、障害児入所施設、短期入所に係る施設等
	通所・訪問系	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、自立生活援助、計画相談支援、地域相談支援（地域移行支援）、地域相談支援（地域定着支援）、障害児相談支援、児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、放課後等デイサービス
医療機関		病院、診療所

また、札幌市、旭川市、函館市及び小樽市に所在している施設は、本事業の対象外となります。

問3 清掃や調理などの委託業者の職員は、集中検査の対象になりますか？

回答 委託業者の職員も検査の対象となります。

問4 従事者以外（入所者や面会者など）は、集中検査の対象になりますか？

回答 施設の従事者を検査の対象としておりますので、入所者や面会者等は集中検査の対象としておりません。

ただし、新規に入所される方の検査は、例外的に対象となります。

問5 発熱などの症状がありますが、配布されたキットで検査をしてもよいですか？

回答 集中検査の対象ではありませんので、施設で購入したキットで検査されるか、医療機関を受診してください。

また、症状がある場合は、職場に連絡の上、出勤を控えるとともに、マスク着用などの感染防止策を講じることが重要です。

問6 発熱などの症状のあった者が病院を受診したところ、新型コロナウイルス感染症と診断されました。この者と接触のあった方に対して、今回配布されたキットで検査をしてもよいですか？

回答 集中検査の対象ではありません。

基本的に施設で感染防止対策を講じていただくこととなりますが、施設内における陽性者の周囲の方への検査などの道の支援が必要な場合は、保健所にご相談ください。

問7 同居家族が新型コロナウイルス感染症にかかり、不安なので、配布されたキットで検査してもよいですか？

回答 出勤される方に対して、定期的（週2回）に検査を行ってください。

3 検査実施について

問8 検査にあたり、費用は発生しますか？

回答 検査キットは、無償で配布します。

問9 検査にあたり、施設で事前に準備しておくべきことはありますか？

回答 日頃からマスク着用や手洗いなどの感染対策を実施してください。
また、陽性反応が出た場合に慌てないよう、あらかじめ施設における連絡体制や役割分担など、必要と思われる事項を検討してください。

問10 どのように使用するのですか？

回答 5ページ目以降の「使用にあたって」を参考にしてください。

問11 検査はいつ実施したらよいですか？

回答 週2回の実施になるよう、施設で調整して実施してください。

問12 検査キットが余りました。どうしたらよいですか？

回答 集中的実施計画終了までを見込んだ数量を送付しています。
週に2回の頻度で検査を実施し続け、原則、検査キットを使い切るようにしてください。
また、検査キットは、直射日光の当たらない、常温の場所に保管してください。

問13 申請した人数より多くの検査キットが届きました。毎日使っても良いですか？

回答 集中的実施計画終了までを見込んだ数量を送付しています。
週に2回の頻度で検査を実施し続け、原則、検査キットを使い切るようにしてください。
また、検査キットは、直射日光の当たらない、常温の場所に保管してください。

問14 検査キットが足りませんでした。追加して欲しいのですが、どこに連絡すればよいですか？

回答 北海道新型コロナウイルス感染症対策本部指揮室地域支援班（検査体制）（011-206-0192）にご連絡ください。

問15 使用後の検査キットは、どのように処分すればよいですか？

回答 使用後は、速やかに袋などに密封し、事業系廃棄物として、適切に処分してください。

4 検査結果について

問 16 検査した後は、報告が必要ですか？

回答 月 1 回程度の頻度で実績報告の提出をしていただくことを想定しています。

入力フォーム等ができましたら、別途ご連絡いたします。

問 17 同居家族に新型コロナウイルス感染症患者がいて不安でしたが、検査キットで「陰性」の結果が出ました。出勤してもよいですか？

回答 陰性であった場合も、その後（翌日など）に陽性になることがあります。引き続き、体調の変化等に注意することが必要です。

問 18 検査キットで「陽性」の結果が出た場合はどうすればよいですか？

回答 集中検査においては、医師による判定は必須としない取扱いといたしますので、感染拡大防止の対応については、各施設で判断・対応願います。

なお、道では、検査結果の医師による判定はいたしません。協力医療機関もしくはかかりつけ医に判定を依頼することを妨げるものではありません。

問 19 勤務時間等の都合上、1 日で検査が終了しません。

回答 検査は、複数日にまたがって実施して差し支えありません。

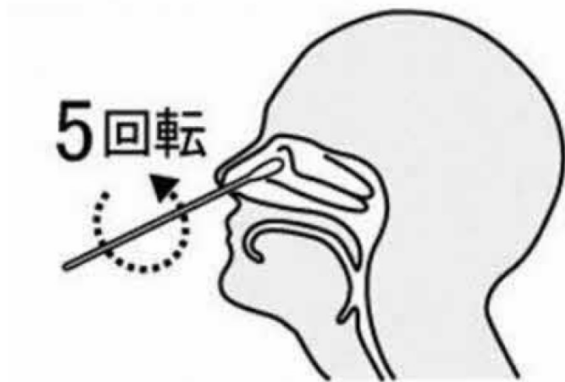
使用にあたって

※以下に一般的な手順を記載します。

詳細は、検査キットの取扱説明書を参照してください。

1 検体採取

鼻腔ぬぐい液採取



- (1) 鼻孔（鼻の穴の入り口）から 2cm 程度綿棒を挿入する。
- (2) 綿棒を鼻の内壁に沿わせて 5 回程度回転させる。
- (3) 5 秒程度静置し、引き抜く。
- (4) 綿棒が十分に湿っていることを確認する。

注意：同居人等がいる場合は、被検者は、他者と向き合わない方向を向くか、他者とガラス等により隔てられた位置に移動して、実施してください。

他者による検体採取は感染等のリスクを伴う可能性があり、また、鼻咽頭（鼻の奥）ぬぐい液の自己採取は危険かつ困難であるため、鼻腔ぬぐい液の自己採取によって行います。

2 試料調製

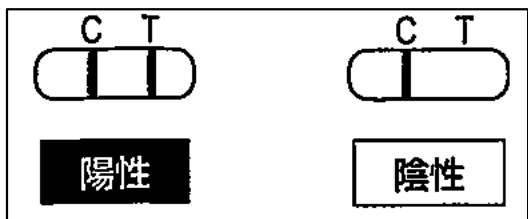
- (1) 採取後ただちに綿棒をチューブに浸す。
- (2) 綿棒の先端をつまみながら、チューブ内で綿棒を 10 回程度回転させる。
- (3) 綿棒から液を絞り出しながらチューブから綿棒を取り出し、綿棒を破棄する。
- (4) 各キットに付属する蓋（フィルター、ノズル、チップ等）をチューブに装着する。
- (5) 製品によってはそのまま一定時間静置する。

3 試料滴下

- (1) チューブから数滴、キットの検体滴下部に滴下する。
- (2) 15分～30分程度、キットを静置する。

4 結果の判定

コントロール (C) が発色したら、次のとおり判定します。



15分～30分後に、下図のようにコントロールに発色がない場合、判定不能です。もう一度、検体採取から実施してください。

